

一般社団法人 大分県タクシー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大分県タクシー協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、一般乗用旅客自動車運送業の適正な運営と利用者に対するサービスの改善を通じて事業の健全な発展を図り、もって社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営及び健全な発展に資するため調査、研究及びその対策
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する資料の収集及び統計の作製、配付
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する啓発、利用の普及及び広報活動
- (4) 関係諸官庁との連絡
- (5) 交通安全思想の普及並びに交通事故防止対策の推進
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する防犯対策の推進並びに地域の防犯対策への参加
- (7) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する交通環境問題に対する対策の推進
- (8) 会報の発刊
- (9) 国の委託事務であるタクシー運転者登録事務、講習事務
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して会員となった法人・個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した法人・個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本協会に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本協会の事業活動に必要な経費に充てるため、入会金及び毎年、会費を納めなければならない。

2 入会金及び会費の額及び納入方法は、総会で定める。

3 本協会の運営上特に必要があるときは、総会の議決を得て臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名又は会員資格停止)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名又は3年以内の会員資格停止とすることができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会員としての義務に違反したとき。

(4) その他除名又は会員資格停止とすべき正当な事由があるとき。

2 除名及び会員資格停止の手続の詳細については、理事会で定める規程による。

(会員資格の喪失)

第10条 第8条及び第9条の除名の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員の資格喪失又は資格停止に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 会員は、その資格を喪失した場合は、既に納入した金銭その他本協会の財産に対して何等の請求をすることができない。

3 会員は、資格停止となった場合は、資格停止の期間中、総会、理事会及び専門委員会での議決権、議決権行使の代理権、議事提案権及び発言権を失う。ただし、会員としての身分は保有し、資格停止の期間中であっても、総会、理事会及び専門委員会へ出席することはできる。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 入会金、会費及び臨時会費の額並びに徴収の方法
- (6) 重要な資産の処分
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、毎年1回、通常総会として事業年度終了後90日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、総会の目的たる事項並びに日時及び場所を示した書面をもって開催日の14日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席により成立する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名又は資格停止
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 重要な資産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、また、代理人による議決権行使の場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により議決権を行使する場合、第17条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長があらかじめ指名した議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

- | | |
|----|------------|
| 理事 | 10名以上20名以内 |
| 監事 | 3名以内 |

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって、同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を掌理する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事が欠けたとき、又は交替があった場合において、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その理事及び監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(責任の免除)

第29条 本協会は、法人法第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 顧問

(顧問)

第30条 本協会に、顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦にもとづいて、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の重要事項に関して会長の諮問に応じ総会、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会等

(構成)

第31条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 各事業年度の事業計画及び収支予算の策定並びにその変更
- (2) 本協会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前に通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(専門委員会)

第37条 会長は、本協会の事業を推進するため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、各種の専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。また、これを直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、第19条第2項の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第43条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 本協会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は会長漢二美、副会長は梅野朋子、太田光令とし、最初の業務執行理事は専務理事谷尾英熙とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 記

1 平成25年4月1日 登記、施行

附 則

1 平成25年6月11日第22条の一部を改正し、同日付で施行する。

附 則

1 平成27年6月10日第4条の一部を改正し、同日付で施行する。

附 則

1 令和6年5月30日第9条の見出し、第9条、第10条、第11条の見出し、第11条及び第19条の一部を改正し、同日付で施行する。